

# 搬入の手引

安芸地区衛生施設管理組合  
(安芸クリーンセンター)

令和8年4月1日現在

# 目 次

1	はじめに .....	3
2	施設の名称及び位置.....	3
3	搬入できるごみの種類.....	3
4	搬入できる方.....	4
5	搬入できる日時.....	4
6	処理手数料.....	5
7	搬入の手続.....	5
8	搬入手順.....	6
9	搬入許可登録 .....	8
10	搬入に関する特例.....	8
11	搬入の拒否.....	9
12	その他の注意事項 .....	9
搬入許可申請書	様式第1号(第3条関係).....	10
搬入許可登録(更新)申請書	様式第4号(第7条関係).....	11
搬入許可登録申請車両内訳書	別紙(第7条関係) .....	12

## はじめに

安芸クリーンセンターは、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町（以下「各町」）から排出された燃やせるごみ（可燃性一般廃棄物）を焼却処理する施設です。

各町の費用負担により、安芸地区衛生施設管理組合が管理運営していますので町外の方のごみの搬入はお断りしております。

この「搬入の手引き」は、安芸クリーンセンターを利用する際に必要な事項について、安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例（平成14年12月1日条例第7号）に基づき作成したものです。

安芸クリーンセンターでは、搬入されたごみを大型シュレッダーで細かく砕いた後、焼却処理を行っています。

金属やコンクリートなどの燃えないものが混ざっていると、焼却できないだけでなく、前処理に使う機械の故障につながるおそれがあります。

また、搬入するごみに大きさの制限があるのは、前処理の機械に入らないためです。適切な処理を行うため、決められた大きさでの搬入にご協力ください。

地域の皆さまのご協力が、安定したごみ処理につながります。今後ともよろしくお願いいたします。

## 1 施設の名称及び位置

名 称	安芸クリーンセンター
位 置	<u>安芸郡坂町 21322 番地の 8</u>

## 2 搬入できるごみの種類

搬入できるごみは、各町で発生した「燃やせるごみ」に限ります。

「燃えないごみ」は、搬入できません。

くわしくは各町が配布するごみ出しのルールをご覧ください。

なお、判別しにくいものについては、各町にお問い合わせください。

府中町	環境センター	286-3266
海田町	環境センター	823-4601
熊野町	生活環境課	820-5606
坂 町	環境防災課	820-1506
安芸クリーンセンター		885-2538

### 3 搬入できる方

- (1) 各町にお住まいの方
- (2) 各町に事業所のある方
- (3) 「委託業者」:各町の直営並びに委託を受けた収集運搬業者の方
- (4) 「許可業者」:各町の許可を受けた収集又は運搬業者の方

### 4 搬入できる日時

#### (1) 搬入できる日時

	日	月	火	水	木	金	土
8時30分から12時00分	×	○	○	○	○	○	×
13時00分から16時30分	×	○	○	○	○	○	×

※ 月曜日、火曜日の午前中は混み合います。

※ 水曜日は比較的すいています。

※ 各曜日の午後は比較的すいています。

#### (2) 搬入できない日

上記の搬入できる日時であっても、つぎの日は搬入できません。

- ① 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### (3) 特定車両

「委託業者」、「許可業者」の普通ごみに限り、上記に加え下記の条件で搬入できます。

- ① 土曜日 13時00分から16時30分
- ② 祝日法による休日 8時30分から12時00分と  
13時00分から16時30分

- (4) 安芸地区衛生施設管理組合規約(昭和38年広島県指令地第708号)第8条第1項に定める管理者が特に必要と認めた場合は、受入時間、受入休止日の変更又は施設の一時閉鎖等、必要な措置を取ることがあります。

## 5 処理手数料

- (1) 一般家庭の燃やせるごみをご自身で搬入される場合は無料です。
- (2) 事業活動に伴って発生した燃やせるごみを搬入する場合は、次に定めるところにより算定した額を処理手数料として徴収します。

区分	基礎額	処理手数料
事業系可燃性 一般廃棄物	10キログラムまで ごとに108円	基礎額に事業系可燃性一般廃棄物の重量を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

- (3) 処理手数料は、原則として搬入するたびに現金でお支払いいただきます。  
ごみを降ろした後、2回目の計量時に発行された伝票を持って、安芸クリーンセンター1階 施設課事務室でお支払いください。  
ただし、納付書払いを希望される方、ならびに搬入許可登録カードの交付を受けている許可業者及び事業所の方は翌月末までに納入通知書により納付することができます。

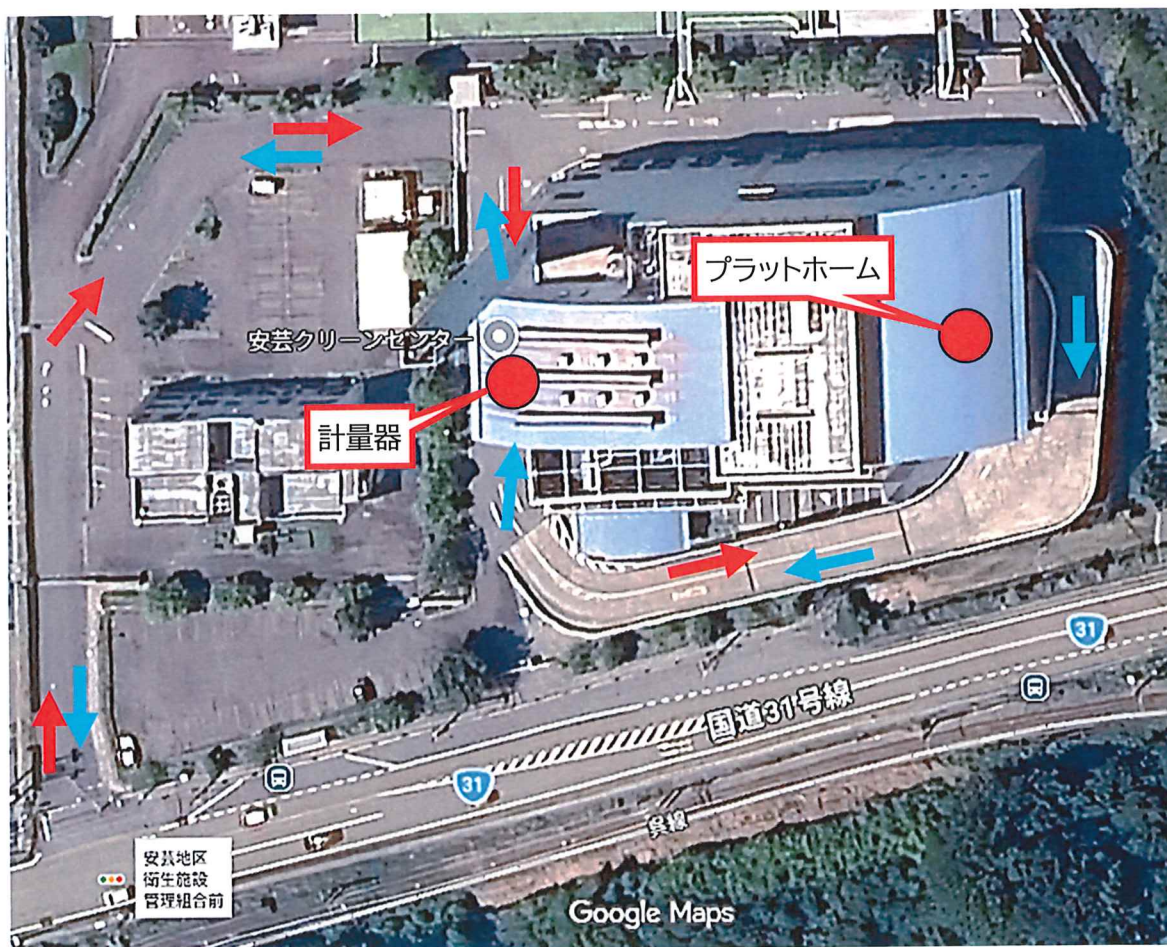
## 6 搬入の手続

- (1) 「委託業者」及び「許可業者」の方は、各町の指示に従ってください。
- (2) 直接搬入される方は、安芸クリーンセンターに搬入し計量する際、「搬入許可申請書」(様式第1号)を記載していただきます。このとき、廃棄物を排出した場所が確認できる証明書等(運転免許証、居住者あての郵便物等)を提示していただき確認させていただきます。

## 7 搬入手順

### (1) 各町にお住まいの方

- ア 家庭ごみを直接搬入される方は、まず計量器まで車でお進みください。
- イ 車から降りて、計量係員に家庭ごみであることをお伝えください。
- ウ 計量器で重量計測したあと、車を左前方に移動し、受付窓口で「搬入許可申請書」(様式第1号)を記入していただきます。
- このとき、廃棄物を排出した場所の確認をさせていただきます。証明書等(運転免許証、マイナンバーカード、居住者あての公共料金等の郵便物)をご提示ください。
- エ 受付終了後、前方の坂道を上り、プラットホーム(建物内)に進みます。係員の指示で移動してください。
- オ 係員の指示する場所にごみを降ろしてください。
- なお、ごみを降ろすときに係員が確認して、燃えないごみなどの受け入れ基準を満たさないものについては、お持ち帰りいただきますのでご了承ください。
- カ ごみを降ろした後、車は建物から出てスロープを降り、再度計量器で重量計測します。計測後、計量伝票をお渡して終了です。
- 気を付けてお帰りください。



(2) 各町に事業所のある方

- ア 事業所のごみを直接搬入される方は、まず計量器まで車でお進みください。
- イ 車から降りて、計量係員に事業所ごみであることをお伝えください。
- ウ 計量器で重量計測したあと、車を左前方に移動し、受付窓口で「搬入許可申請書」(様式第1号)を記入していただきます。

このとき、事業所の所在地(廃棄物を排出した場所)の確認をさせていただきます。  
名刺、事業用車両の車検証をご提示ください。

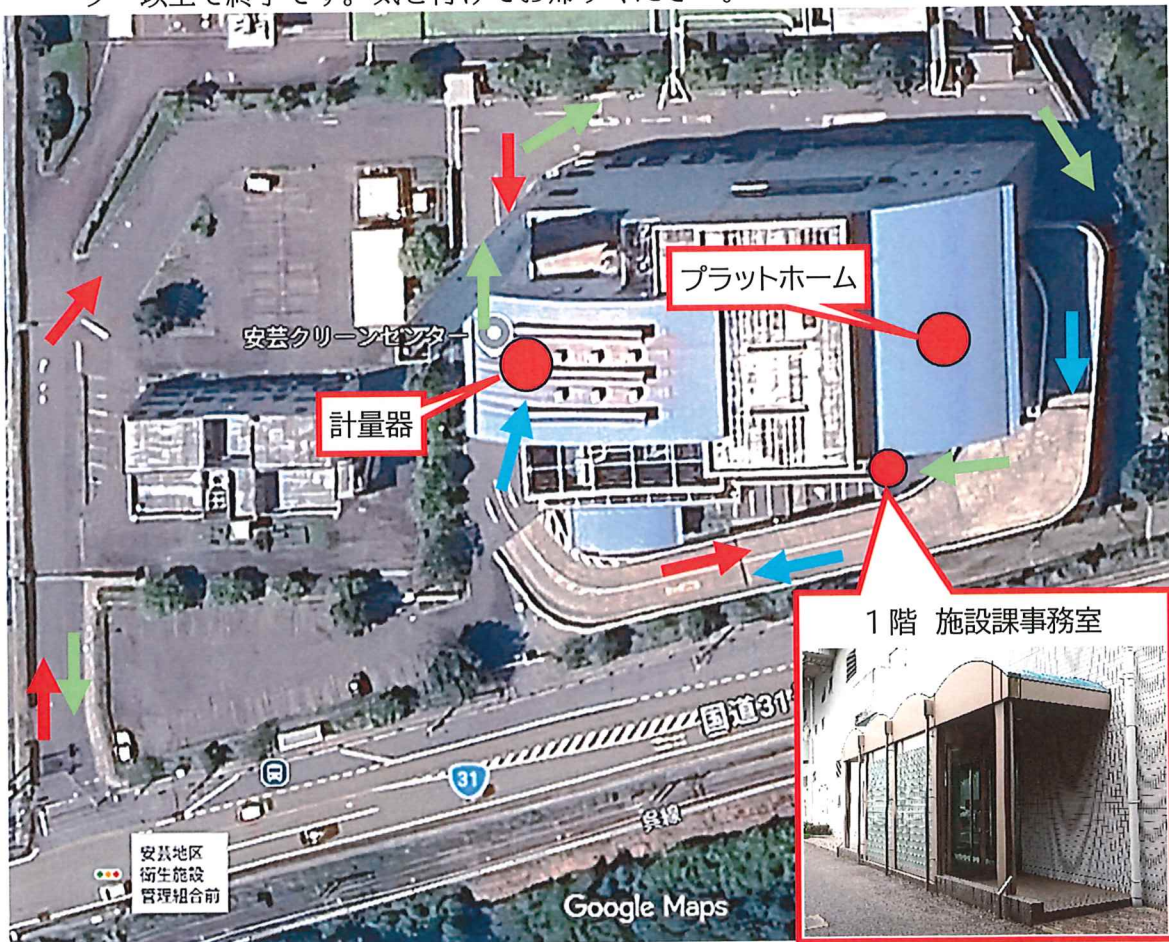
- エ 受付終了後、前方の坂道を上り、プラットフォーム(建物内)に進みます。係員の指示で移動してください。
- オ 係員の指示する場所にごみを降ろしてください。

なお、ごみを降ろすときに係員が確認して、燃えないごみなどの受け入れ基準を満たさないものについては、お持ち帰りいただきますのでご了承ください。

- カ ごみを降ろした後、車は建物から出てスロープを降り、再度計量器で重量計測します。計測後、計量伝票をお渡しします。

キ つぎに、計量伝票をもって1階 施設課事務室で手数料をお支払いください。

- ク 以上で終了です。気を付けてお帰りください。



(3) 「委託業者」、「許可業者」

- ア 計量器に到着した車両は、「委託業者」もしくは、「許可業者」である旨を係員に意思表示してください。
- イ 搬入許可登録カードをカード挿入口に挿入し、計量してください。
- ウ 計量終了後、前方の坂道を上り、プラットホーム（建物内）に進みます。
- エ プラットホームでは係員の指示に従って移動してください。
- オ パッカー車は、搬入扉からごみピットに投棄する際、事前に転落防止ワイヤーを車両に取付けたのち作業にあたってください。
- カ それ以外の車はダンピングボックス内、可燃性粗大ごみは粗大ごみヤード内に廃棄物を降ろしてください。

(4) 各町の公用車

各町の公用車は、搬入許可登録カードの交付を受けていても、ごみをおろしたあと2回目の計量を行います。（車両情報未登録のため）

## 8 搬入許可登録

- (1) 各町、「委託業者」、及び「許可業者」に対し、各町から提出された「搬入許可登録(更新)申請書」(様式第4号)により、搬入許可登録カード(搬入車両の車両番号や、風袋重量等を登録)を発行します。

なお、風袋重量については随時チェックを行い、大きな変動が生じた場合は、適宜風袋重量を修正します。

- (2) 未登録事業所や個人の方で、今後も継続して廃棄物の直接搬入を希望される場合は、搬入許可登録カードの発行が可能です。

計量器受付窓口で「搬入許可登録(更新)申請書」(様式第4号)により交付手続を行ってください。

## 9 搬入に関する特例

- (1) 天災等により発生した大量の廃棄物を搬入しようとする場合は、事前の調整が必要です。廃棄物が搬出される町及び安芸クリーンセンターと緊密に連絡を取りながら、安芸クリーンセンターの指示に従ってください。
- (2) その他、緊急を要する場合や町内清掃、河川清掃等で大量の廃棄物を搬入する場合についても、同様の措置を取ってください。

## 10 搬入の拒否

次に掲げる場合は、搬入を拒否することがあります。

- (1) 搬入許可登録カードを携帯しないとき(登録車両の方)
- (2) 廃棄物の搬出場所が確認できないとき(直接搬入の方)
- (3) 廃棄物に関する申告等に虚偽・不正があったとき
- (4) 受入基準に適合しない廃棄物を搬入しようとするとき
  - ① 産業廃棄物
  - ② 業者が請け負った改築・解体工事などで発生した建設廃材や不要物
  - ③ 段ボール、紙類、ペットボトル等の再資源化可能なもの
- (5) 事業所名の入った車両で家庭ごみとして自己搬入したとき
- (6) 関係法令及び安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例を遵守しないとき
- (7) 係員の指示に従わないとき、又は施設の維持管理上支障があると認めたとき
- (8) なお、廃棄物を降ろすときに係員が検査して、不燃物及び焼却不適物の混入が認められた場合は、可燃物のみ降ろしていただき、その他はお持ち帰りいただきます。なお、ごみをおろせなかった場合でも、再度計量器で重量計測が必要です。

## 11 その他の注意事項

- (1) 施設内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 運搬中の廃棄物の飛散、流出の防止には万全を期してください。
- (3) 廃棄物を収集又は運搬する許可業者の方が、施設の廃棄物を搬入しようとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、廃棄物の積卸しを行う区域を所轄する坂町長の許可を受けなければならないので十分に注意してください。
- (4) 故意・過失を問わず、安芸クリーンセンター内にある施設及び機器等に損害を与えたときは、現状復旧若しくは損害賠償をしなければなりません。



様式第4号(第7条関係)

搬入許可登録(更新)申請書

年 月 日

安芸地区衛生施設管理組合 管理者様

申請人 住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称、及び代表者の氏名 〕

安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例施行規則第7条の規定により、  
廃棄物の搬入の許可登録(更新)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 廃棄物の種類 可燃性一般廃棄物
- 3 搬入物の発生場所 府中町 海田町 熊野町 坂町
- 4 搬入業者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_
- 5 搬入許可登録カード申請数  
1 車両限定カード \_\_\_\_\_ 枚  
複数車両互換カード \_\_\_\_\_ 枚 (委託業者及び許可業者を除く)
- 6 搬入許可登録申請車両内訳書(別紙)

添付書類

構成町の一般廃棄物の収集運搬の委託業者若しくは許可業者については、その委託又は許可を受けたことが証明できる書類

別紙(第7条関係)

搬入許可登録申請車両内訳書

( 町)

収集種別	種別	許可番号	車両番号 (登録済番号)	車両種別	複数車両 互換カード	風袋重量 登録	備考
普通・粗大	直営・委託・許可 事業、家庭系		( )	パッカー車・ダンプ車 その他( )		kg	
普通・粗大	直営・委託・許可 事業、家庭系		( )	パッカー車・ダンプ車 その他( )		kg	
普通・粗大	直営・委託・許可 事業、家庭系		( )	パッカー車・ダンプ車 その他( )		kg	
普通・粗大	直営・委託・許可 事業、家庭系		( )	パッカー車・ダンプ車 その他( )		kg	
普通・粗大	直営・委託・許可 事業、家庭系		( )	パッカー車・ダンプ車 その他( )		kg	

※複数車両互換カードが必要な場合、代表車両に○を付けてください。

※風袋重量登録の必要な車両(1回計量)については、町の指示による風袋重量設定チェック表を添付してください。

※車両毎の車検証を添付してください。